

# 定額自動送金規定

## 1. (送金の取り扱い)

- (1) 定額自動送金のお取扱いにあたっては、お申込人からの依頼に基づき、指定の振込金額を指定の振込日に、あらかじめ指定を受けた預金口座（以下「指定預金口座」といいます）から引落しのうえ、指定した受取人口座へ振込いたします。
- (2) 指定預金口座からの引落としにあたっては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出を受けることなく、当行所定の方法で処理します。
- (3) 指定の振込日が銀行休業日の場合は、指定の銀行営業日に送金いたします。
- (4) 振込指定月に該当する振込日がない場合は、その月の末日に送金いたします。なお、当該末日が銀行休業日の場合は、指定の銀行営業日に送金いたします。
- (5) 振込にあたっては、振込指定日の前営業日までに、振込金額および所定の手数料の合計金額を指定預金口座に入金してください。
- (6) 引落しの都度、振込金受取証等の発行および引落とし済の通知等は省略いたします。

## 2. (手数料)

- (1) 取扱手数料および振込手数料は、取扱いの都度、振込金額と同時に上記1. (2)の方法により指定預金口座から引落しいたします。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の取扱手数料および振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 諸手数料の改定があった場合は、改定実施日以降、新手数料を頂戴いたします。

## 3. (振込不能時の処理)

指定した振込日前日の指定預金口座最終残高(支払可能残高)が振込金額および所定の手数料の合計金額に満たない場合、通知することなく、その月の振込を取りやめたものとして扱います。

## 4. (振込の取りやめ、変更)

契約期間中にこの依頼を取りやめる場合、または受取人、振込金額、その他内容に変更が生じた場合は振込指定日の3営業日前までに当行所定の方法により届け出てください。

## 5. (障害時の免責)

やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって送金が遅延することがあっても、当行はその責任を負いません。

## 6. (解約)

- (1) 期間の定めがある場合は、期間の満了をもって契約を終了します。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、本契約は自動的に解約されたものとして処理します。
- (3) 指定預金口座の残高不足、受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が所定の

期間継続した場合等には、当行は本契約を解約することができるものとします。

(4) その他、当行が必要と認めた場合には、通知することなくこの取扱いを解約することがあります。

#### 7. (責任負担)

この取扱いについて、かりに紛議が生じた場合でも当行の責によるものを除き、当行はその責任を負いません。

#### 8. (規定に定めのない事項)

(1) この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、普通預金規定等関係する規定によりお取扱いいたします。

(2) 振込取引に関する振込通知発信後のお取扱いで、この規定に定めのない事項について振込規定を準用します。

#### 9. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2026年5月18日現在)